

難しいことをわかりやすく解説する【カンタン解説シリーズ】

「中小企業の会計に関する指針」案（その1）

中小企業の会計が変わります！ 経営者・経理担当者、必読！！

日本公認会計士協会・日本税理士会連合会
日本商工会議所・企業会計基準委員会

去る6月13日に、上記の「中小企業の会計に関する指針」案が、公表されました。これは、以前より3つの団体から出ていた中小企業の会計に関する報告を、統合して一本化したものです。

今後はこの指針が、**中小企業の一般的な会計基準になっていく**予定です。

すなわち、このニュースレターをお送りしている多くの皆様の会社も、この基準にしたがって、会計処理をすることが求められてきます。（強制ではありませんが）

この基準は、今まで中小企業が良くも悪くも、会計処理のベースにしてきた「税法」基準とは一線を画すものです。

「会計」と「税法」は、近年どんどんかけ離れていく関係にあります。上場企業やその予備軍的企業は、「会計」を重視していますが、一般の中小企業は「税法」さえクリアすればいいということで、同じ決算書でもその中身はずい分違ってきています。

これでは中小企業の決算書の信頼性は、ますます地に落ちていくことになり、各団体から中小企業にも会計基準を、ということで各報告が出されていたわけです。

今回、この指針が統一されたことにより、来年度から施行される「会社法」でもこれが1つの基準として活用されていくこととなります。特に新たに設けられる「会計参与」（税理士・会計士が決算書の作成に責任を持つ社外役員となる制度）を置く会社は、この基準に基づいて会計処理を行なうことが必要になってきます。

なお、次のような会社は、この基準の対象になりません。

1. 株式公開会社およびその子会社、関連会社
2. 商法監査を受ける会社およびその子会社

また、有限会社、合名・合資会社についても、この指針によることが推奨されています。

それでは、各会計処理の概要を、できるだけ簡単に解説していきます。
一般的な処理とは変わっている点、特に注意する点などを中心にやっていきます。

1. 金銭債権

金銭債権とは、貸付金、預金、受取手形、売掛金、未収入金などです。

<時価評価>

市場価格のある金銭債権は、時価で貸借対照表に計上します。
評価損益は、損益計算書に記載します。

<手形の割引>

手形の割引は、金銭債権の譲渡という扱いになります。
したがって、手形の割引料は「手形譲渡損」として処理します。

<破産債権等>

破産債権等で1年以内に返済されないことが明らかなものは、流動資産ではなく、投資その他の資産（固定資産の区分）に表示します。

<子会社に対する金銭債権>

子会社に対する債権で、流動資産に表示されるものは、他の金銭債権と区分して表示します。または、注記によることもできます。

<役員に対する金銭債権>

取締役、監査役等に対する金銭債権は、その総額を注記します。

※注記とは、決算書の枠外に記載する、注書きです。

2. 貸倒損失・貸倒引当金

<貸倒損失の表示>

- | | |
|---------------------|---------|
| ① 営業上の取引に基づいて発生した債権 | ⇒ 販管費 |
| ② ①、③以外のもの | ⇒ 営業外費用 |
| ③ 臨時的かつ巨額のもの | ⇒ 特別損失 |

<貸倒引当金>

債権を次の区分に分けて、その取立不能見込額について、貸倒引当金を設定する必要があります。取立不能見込額の算定方法は、次の表のとおりです。

区 分	定 義	算定方法
一般債権 (一括評価)	下記以外の通常債権	過去3年間の貸倒実績率をもとに計算します。税法の基準でやることも可。
貸倒懸念 債権 (個別評価)	経営破綻には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性が高い債権	債権金額から、担保の処分見込額等を引いて、その残額を債務者の財政状態等により個別判断して計算します。 金銭債権の50%相当額とすることも可。
破産更生 債権等 (個別評価)	経営破綻又は実質的に経営破綻している債権	債権金額から、担保の処分見込額等を引いて、その残額はすべて取立不能見込額となります。

<貸倒引当金の表示>

①貸借対照表

原則は、対象となった各科目ごとに、控除形式(△表示で別書き)で表示します。
ただし、流動資産又は投資その他の資産から一括して控除形式で表示する方法、各科目から直接控除して、注記する方法も認められます。
通常は、下線部分の方法を使います。

②損益計算書

繰入、戻入は、上記の債権の区分ごとに行ないます。
当期に貸倒れになった債権を、引当金と相殺した後、その引当金残額よりも繰入額が多い場合は、次の区分に繰入額を表示します。

- 1) 営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの ⇒ 販管費
- 2) ①、③以外のもの ⇒ 営業外費用
- 3) 臨時的かつ巨額のもの ⇒ 特別損失

* 戻入額の方が多い場合は、特別利益に計上します。

<例>

A. 期首 貸倒引当金残高	3,000 千円
B. 当期 売掛金貸倒額	1,000 千円
C. 期末 一般貸倒引当額	5,000 千円

会計処理は、

1. まずは、貸倒れになった債権との相殺 ⇒ 貸倒引当金//売掛金 1,000
2. 貸倒引当金残額 $3,000 - 1,000 = 2,000$
3. 貸倒引当金繰入 $5,000 - 2,000 = 3,000$
⇒ 貸倒引当金繰入額//貸倒引当金 3,000

3. 有価証券

有価証券は、次の4つに分けて会計処理をします。

分類	内容
売買目的有価証券	利益を得ることを目的として保有する有価証券。税法の規定に従って分類することも可。
満期保有目的の債券	満期まで保有することを目的としている、と認められる社債その他の債券。
子会社株式及び関連会社株式	子会社および関連会社の株式
その他の有価証券	上記以外の有価証券。投資有価証券などは、ほぼこの区分に入ります。

各分類の有価証券については、次のように会計処理します。

(1) 売買目的有価証券

- ◆貸借対照表価額 : 時価で評価します。
- ◆評価差額 : 営業外損益に表示します。

(2) 満期保有目的の債券

- ◆貸借対照表価額 : 取得価額で表示します。ただし、取得価額と券面金額の差額が金利の調整と認められるときは、満期までの期間に応じて、取得価額を調整して券面額にしていきます。(これを償却原価法といいます)
- ◆償却原価法による差額 : 営業外損益に表示します。

(3) 子会社株式及び関連会社株式

- ◆貸借対照表価額 : 取得価額で表示します。

(4) その他の有価証券

①市場価格のある有価証券

- ◆貸借対照表価額 : 時価で評価します。
- ◆評価差額 : 次のいずれかの方法で処理します

1. 全部資本直入法 → 評価益・損ともに資本の部に表示します。
(ただし、税効果考慮後の金額: 説明割愛)
2. 部分資本直入法 → 評価益は、資本の部に表示、
評価損は、営業外損益に表示します。

※この有価証券が多額でない場合は、時価によらず、取得価額をもって貸借対照表価額とすることもできます。

②市場価格のない有価証券

- ◆貸借対照表価額 : 取得価額で表示します。

<有価証券の減損>

有価証券の時価あるいは実質価額が著しく低下した場合は、上記にかかわらず、強制的に「減損処理」をしなければなりません。

(1) 市場価格のある有価証券

取得価額に比べて時価が50%以上下落した場合で、回復について合理的な反証がない限り、次の減損処理を行いません。

- ◆貸借対照表価額 : 時価をもって表示します。
- ◆評価差額 : 当期の損失(営業外または特別損失)

(2) 市場価格のない有価証券

発行会社の財政状態(貸借対照表)の悪化(たとえば純資産価額が50%以上下落)したことにより、実質価額が著しく低下したときは、回復について合理的な反証がない限り、上記と同様の減損処理を行いません。

＜有価証券の貸借対照表の表示＞

(1) 流動資産「有価証券」に入るもの

- ・ 売買目的有価証券
- ・ 1年以内に満期の到来する満期保有目的の社債
- ・ 1年以内に満期の到来するCD、コマーシャルペーパー
- ・ 投資信託、貸付信託で1年以内に償還されるもの
- ・ MMF、MRF、中期国債ファンドなど

(2) 投資その他の資産「投資有価証券」に入るもの

上記(1)以外の有価証券(その他の有価証券など)

子会社及び関連会社の株式は、子会社株式などとして別表示します。

＜有価証券の損益計算書の表示＞

有価証券の売却損益の損益計算上の表示は、次のようになります。

(1) 売買目的有価証券

営業外損益に表示します。ただし、売却益と売却損は相殺します。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

特別損益に表示します。売却益と売却損がある場合、相殺はしません。

(3) その他の有価証券

◆臨時的なもの : 特別損益に表示します。

(業務上の関係を有する会社の株式など)

◆それ以外 : 営業外損益に表示します。

4. 棚卸資産

棚卸資産とは、商品、製品、仕掛品、材料、未成工事支出金などをいいます。

＜棚卸資産の評価＞

棚卸資産の評価基準には、原価法と低価法があります。

- ◆原価法 : 取得原価で評価します。
- ◆低価法 : 取得原価と、期末における時価のいずれか低い価額をもって評価します。時価は、原則として正味実現価額（現在の売価から売却に要する費用を控除した額）とします。

※なお、原価法によっても、棚卸資産の時価が著しく低下したときは、時価で評価しなければなりません。

5. 経過勘定等

経過勘定とは、一定の契約にしたがい、継続して役務の提供を行ったり、受けたりする場合に、支払額と対応する期間を調整するために発生するものです。

具体的には、次のようなものがあります。

- (1) 前払費用 : 前払利息、前払保険料、前払家賃、前払保証料等
※経過勘定ではない、前払金とは区別します。
※決算日後、1年を超えて費用となる部分 → 長期前払費用
- (2) 前受収益 : 前受利息、前受家賃等
※経過勘定ではない、前受金とは区別します。
※決算日後、1年を超えて収益となる部分 → 長期前受収益
- (3) 未払費用 : 未払利息、未払家賃、未払社会保険料等
※経過勘定ではない、未払金とは区別します。
- (4) 未収収益 : 未収利息、未収家賃等
※経過勘定ではない、未収金（未収入金）とは区別します

<その他会計処理>

- ◆上記のうち、重要性の乏しいものは、経過勘定として処理しないことができる。
- ◆前払費用のうち、1年内のものについては、継続適用を条件に費用処理することができる。
- ◆立替金、仮払金、仮受金等の科目のうち、金額の重要なものは適正な科目を付して会計処理をしなければならない。

6. 固定資産

<固定資産の減価償却>

固定資産の減価償却は、経営状況によって任意に行なってはならず、每期継続して規則的な償却を行なうものとします。

利益が出ないときに減価償却費を計上しない、あるいは少なく計上することがありますが、原則としてそれはできなくなります。

<固定資産の減損>

固定資産について予測することができない物理的・機能的減損が生じた時は、相当の減額をしなければなりません。

減損会計の適用は、技術的困難性から求めています。この指針では、資産の使用状況等に大きな変更があった場合に、減損の可能性を検討することとしています。

具体的には、固定資産としての機能を有していても、

- ① 将来使用の見込みが客観的にないこと
- ② 固定資産の用途を転用したが、採算が見込めないこと

のいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合に、減損損失を認識することになります。

なお、減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上します。

<ゴルフ会員権>

ゴルフ会員権は、取得原価で評価します。

ただし、ゴルフ会員権の計上額の重要性が大きい場合で、以下に該当する時は、有価証券に準じて減損処理を行ないます。

- ①時価があるゴルフ会員権：取得価額に比べて50%以上下落した場合
- ②時価がないゴルフ会員権：発行会社の財政状態が著しく悪化したとき
少なくとも、ゴルフ場運営会社が、破産法・民事再生法等の申し立てをした場合には、実態に応じて評価減を行なうことになります。

◆預託保証金方式の減損の会計処理

帳簿価格のうち、預託保証金を上回る金額については、評価損を計上します。

時価が預託保証金を下回る場合には、貸倒引当金の設定対象になります。

7. 繰延資産

<繰延資産処理の原則>

創立費、開業費、研究費および開発費、新株発行費等、社債発行費、等の繰延資産は、原則として費用処理します。(繰延資産とすることもできる)

基本的には、これらの費用を、資産計上することはあまり好ましくない、ということとです。

<税法上の繰延資産>

次のような支出は、税法上繰延資産になることになっています。

- (1) 自己が便益を受ける公共的施設または共同的施設の設置または改良のために支出する費用(例:アーケードの分担金)
- (2) 資産を賃借しまたは使用するために支出する権利金、立退料その他の費用
- (3) 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
- (4) 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用 等

これらの資産は、**長期前払費用**に計上し、原則として税法上の償却期間で均等償却します。

量が多いため、今回はここまでとします。

以降の分は、来月のニュースレターの付録でまとめさせていただきます。

ご了承ください。

以降の項目としては、次のものがあります。

- 金銭債務
- 引当金
- 退職給付債務・退職給付引当金
- 税金費用・税金債務
- 税効果会計
- 資本・剰余金
- 収益・費用の計上
- 外貨建取引等
- 計算書類の注記
- 後発事象
- 決算公告と貸借対照表および損益計算書のひな型